Save the Children

第５回自治体職員向け勉強会「子どもの権利条例と子どもの最善の利益～子どもの意見を聴かれる権利の保障の視点から～」

の開催について

2025年３月

公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

Save the Children

開催概要

●日時：2024年３月７日（金）14:00～17:00

●参加自治体数：約60

●プログラム：

■**14:00～　開会**

セーブ・ザ・チルドレン専務理事・事務局長　髙井明子

■**14:05～　子どもの権利条例・権利救済制度に関する報告書について**

セーブ・ザ・チルドレン　村上悠平

■**14:20～　基調講演「子どもの権利を基盤とする条例と救済制度の30年とこれから」**

千里金蘭大学名誉教授　吉永省三　氏

■**14:45～　各自治体からの報告**

■**16:05～　休憩**

■**16:15～　パネルディスカッション・質疑応答**

■**16:55～　閉会**

事前アンケート結果の概要

※参加申込をした約70自治体の職員110名からの回答を基に作成

Save the Children

申し込み自治体の子どもの権利救済機関の設置状況

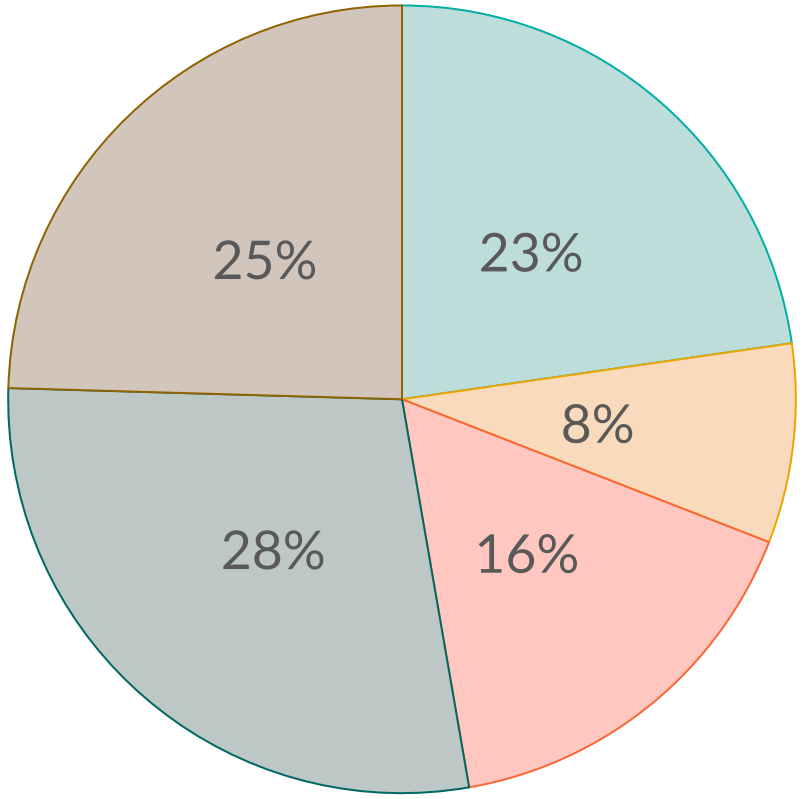

Save the Children

事後アンケート結果の概要

※参加者約100名のうち33名からの回答を基に作成

Save the Children

Q：子どもの権利救済機関を設置済み、またはその設置に向けたプロセスにある自治体の方におうかがいします。設置プロセスあるいは機関の運営の中でもっとも困難を感じた（感じている）ことは何ですか？それをどのように解決しましたか（解決しようとしていますか）？

困難事例	解決方法
相談員として従事しています。自分たちの処遇について改善を求めたくても、人数も少なく、行政機関の一職員でしかないため、どのように誰に訴えていくのかが難しいです。	
設置のための条例を策定するにあたり、広くこどもや若者から意見聴取をするための関係機関との調整に苦慮しました。	
オンブズと相談員と事務局の３者の関係を行政組織上どのように位置づけるのが最適なのか、検討を続けている。	
権利救済機関の意義や独立性が重要性であることは理解する一方、自治体設置となると一行政施策となる。権利救済機関への理解が十分浸透していない現状では、そのバランスをとることへの困難を感じる。	
子どもオンブズマンの活動(理念）について、学校の理解が不足していること。	子どもオンブズマンについて、子供向けではなく、関係者向けパンフの作成を検討している。
一般オンブズマンと子どもオンブズマンの兼任となっており、両方に対応すること。これは解決はしていない。また子どもオンブズマンの活動について関連機関への周知が不足している。	今後関連機関向けパンフレットを作成予定。

困難事例	解決方法
当市は権利救済機関を設置しています。権利救済委員は、権利救済申立てがあった時に活動し、権利救済申立てがない年度は会議を1回開催し相談事例の検討をしています。啓発活動等は、救済委員の職務を補助する子ども相談員1名と市役所の職員で行っており、予算の都合もあり救済委員は活動しておりません。（救済委員も活動する事が望ましいかと思いますが）少人数で活動をしている為、出来ることが限られていますが、他の自治体の取り組み等も参考にしながら出来る事から取り組んでいます。	
直接の担当者でないので詳しくは分かりませんが、人材（相談員）の確保が難しいと担当から聞いたことがあります。あとは子ども関係の窓口が増え、役割が曖昧になっていること。	
自治体内の機関や学校への周知・理解	
こども自身からの相談を受けることが少なく、周知できていない	
仕組みへの理解と協力を得る事	

Q：子どもの権利救済機関について、今後検討していく、または設置の予定はない自治体の方におうかがいします。貴自治体において、どのような条件が整えば、設置に向けた具体的な検討が可能になると考えますか？

- トップの理解
- 人材確保、財政状況の改善、教育委員会との連携
- 庁内で必要であるという共通認識の共有・財政部局や議会への説得材料が調い、予算が確保できたら
- いわゆる児童相談所に求められる権利擁護制度のような国からの具体的な方向性の明示や、財政的な支援
- 自治体首長が子どもの権利条例と共に救済機関の必要性を理解し、決断すること。独立性にも考慮し、行政も市民団体も権利擁護機関の役割、マインド、スキルを理解、身につけていく道すじを明確にし、それに伴う予算確保。条例にうらづけられた機関として、仕組みや検証方法を明らかにしていくこと。いずれも外部人材による伴走者が必要。

など

Q：子どもの権利救済機関の活動を通じた子どもの「意見を聴かれる権利」の保障について、本勉強会に参加して感じたこと、考え方が変わったことなどがあればお聞かせください。

こどもの意見を聴くことが、軽んじられていると思っていましたが、私自身も、子どもの意見を聴くことをもっと重要視しないといけないと気づかされました。

どの程度のニーズが本当にあるのか懐疑的なところもありましたが、「子どもの権利の重要性をアピールしておいて、救済する制度がないことは無責任である」とのコメントを聞いて、たしかにその通りだと思いました。一方で、人的・予算的なコストというか投資を十分にしないと機能できないことも認識しましたので、自治体としての方向性をしっかりと考えていければと思います。

子どもの意見をただ聞くのではなく、聴いたうえでそれが何の問題であるかを見立てて適切な救済につなげることが大切と感じた。

吉永先生のお話にありました、「子どもにとって『救済』とは、どのようなことなのか」の中の「エンパワメントアプローチ」と「私事的、個人的」問題を「公共的、社会的」課題へと止揚する視点が救済機関を設置している意味なのだと感じました。子どもの相談を聴く際にもこの事を念頭に置く事が大切ではないかと思いました。

大人目線ではなく子ども目線での検討が必要であること。子どもではなく大人が変わらなければいけない。

Save the Children

Q：子どもの権利救済機関の活動を通じた子どもの「意見を聴かれる権利」の保障について、本勉強会に参加して感じたこと、考え方が変わったことなどがあればお聞かせください。

「意見を聴かれる権利」の具現化が権利救済機関であるため、設置に向けて取組める風土が庁内に形成できればと思います。

子どもの権利条例を作りたいが、それには救済機関とセットでないといけないと思った。

関連所管課だけでなく、全庁での意識を変えなければいけない。

意見を聴かれる権利が意見を言いにくい子どもにどう保障するのかが課題だと感じた。

「意見を聴かれる子どもの権利」と「子どもの最善の利益」の関係について、実践的に考え続けていきたいと考えた。

普及啓発を子どもに行うとともに、大人にも行っていくことが大切だと改めて感じた。

大人目線ではなく子ども目線での検討が必要であること。子どもではなく大人が変わらなければいけない。

聴かれる権利が保障されている地域にするには、行政も市民も学びが必要。救済機関にこども自身でつながることは、ハードルが高いかもしれない。普通の市民のなかにこどもを権利の主体とするまなざしを醸成することとセットですすめる必要がある。

Save the Children

アンケート結果まとめ

- 独立した子どもの権利救済機関の設置に当たり、その役割や必要性に関して首長や庁内で広く理解を得られることの重要性や、位置づけ・役割の明確化、また設置後も学校を含めた自治体内の機関や広く一般市民に対する普及啓発活動を継続し、理解・協力を得る必要性が認識されている。

- 人材や予算の確保が子どもの権利救済機関の設置および運営の局面において重要であるとともに、報酬面などで個々のスタッフの待遇を改善していく取り組みが必要と認識されている。

- 本勉強会を通じて、子どもの「意見を聴かれる権利」の重要性や考え方、実際に子どもの声を聴く方法について一定の理解が得られたと考えられる。

Save the Children